浜選広報第１号
令和７年12月10日

今年度は任期満了にともなう浜詰区の区長・部長・代議員選挙の年です。

投票日
令和８年１月１８日（日）
午前９時～正午

浜詰区規約・浜詰区選挙規程の選挙権・被選挙権の見解について。

浜詰区民
　浜詰区規約　第５条
　　本区に居住する第１０条に定める経費を納めた世帯主及び世帯員を以って区民とする。
　　本区に対する権利義務は世帯を代表して世帯主が法人等にあってはその代表者が行使する。

選挙権（選挙権は区長・部長・代議員を選ぶ権利です。）
　浜詰区選挙規程　第４条
　　浜詰区規約に規定する浜詰区民は１戸１票の原則に基いて浜詰区長等の選挙権を有する。
　　ただし特別区民はこの限りでない。

被選挙権（被選挙権は区長・部長・代議員に選ばれる権利です。）
　浜詰区選挙規程　第５条
　　浜詰区規約に規定する浜詰区民は次の区分に従い区長等の被選挙権を有する。
　　ただし特別区民はこの限りでない。
　　①区民にして年齢２５歳以上の者。

選挙権は１戸１票の原則となりますので、世帯主名で投票所入場券を発行し、世帯主若しくは世帯員の方に１票を投票していただきます。

被選挙権は浜詰区規約に規定する区民（本区に居住する世帯主及び世帯員を以って区民とする）で区民にして２５歳以上の者となっておりますので、２５歳以上の区民の方は世帯主に限らず世帯員の方も（男性に限らず女性の方も）被選挙権を有する事になります。

浜詰区選挙管理委員会